

鹿屋市長 中西 茂

週休2日試行工事の一部改正について（通知）

鹿屋市の「週休2日」試行工事について、実施要領及び工事成績評定の一部改正を行いました。対象は、市が所管する事業（営繕事業を除く）の全ての工事としますが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については対象外とします。対象工事を発注する場合は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとします。

記

1 改正の理由

鹿児島県の「週休2日」試行工事实施要領の改正及び工事成績評定の改定（R6.4.1）

2 改正の主な内容

(1) 鹿屋市「週休2日」試行工事（発注者指定型、受注者希望型）実施要領

- ① 従来の4週7休及び4週6休の補正係数を廃止（農業土木を除く）
- ② 月単位の4週8休を達成した場合は増額変更（森林土木及び農業土木を除く）
- ③ 発注者指定型において、4週8休を達成しなかった場合は減額変更（農業土木は3段階）

| 工事所管部<br>補正係数                                    | 建設部、上下水道部    | 農林商工部（通期の達成状況で判断）                              |  |
|--|--------------|--|--|
|  |              | 森林土木   | 農業土木   |
| 改正後<br>ア 労務費<br>イ 機械経費(賃料)<br>ウ 共通仮設費<br>エ 現場管理費 | 通期の4週8休以上    | 4週8休以上<br>ア 1.05<br>イ 1.04<br>ウ 1.04<br>エ 1.06 | 4週8休以上<br>ア 1.05<br>イ 1.04<br>ウ 1.04<br>エ 1.09   |
|  | ア 1.02       |  |  |
|  | イ 1.02       |  |  |
|  | ウ 1.02       |  |  |
|  | エ 1.03       |  |  |
|  | 月単位の4週8休以上   |  |  |
|  | ア 1.04       |  |  |
|  | イ 1.02       |  |  |
|  | ウ 1.03       |  |  |
|  | エ 1.05       |  |  |
| 改正前<br>ア 労務費<br>イ 機械経費(賃料)<br>ウ 共通仮設費<br>エ 現場管理費 | 4週8休以上       | 4週7休以上4週8休未満<br>4週6休以上4週7休未満<br>4週6休以上4週7休未満   | 4週7休以上4週8休未満<br>ア 1.03<br>イ 1.03<br>ウ 1.03<br>エ 1.07<br>4週6休以上4週7休未満<br>ア 1.01<br>イ 1.01<br>ウ 1.02<br>エ 1.05 |
|  | ア 1.05       |  |  |
|  | イ 1.04       |  |  |
|  | ウ 1.04       |  |  |
|  | エ 1.06       |  |  |
|  | 4週7休以上4週8休未満 |  |  |
|  | ア 1.03       |  |  |
|  | イ 1.03       |  |  |
|  | ウ 1.03       |  |  |
|  | エ 1.04       |  |  |
| 4週6休以上4週7休未満                                     |              |  |  |
| ア 1.01   |              |  |  |
| イ 1.01   |              |  |  |
| ウ 1.02   |              |  |  |
| エ 1.03   |              |  |  |

(2) 工事成績評定

| 工事所管部<br>改定内容 | 建設部、上下水道部   | 農林商工部 |      |
|---------------|---|-------|------|
|               |   | 森林土木  | 農業土木 |
| 改定後           | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 月単位の4週8休の取り組みを評価<ul style="list-style-type: none"><li>・ 4週8休の取組の評価を「通期」から「月単位」に更正。</li><li>・ 4週7休、4週6休の評価を廃止。</li></ul></li><br/><li>○ 発注者指定型の週休2日試行工事（4週8休以上）において、週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、または、受注者の責により確保できない場合は、2点減点。</li></ul> |       |      |

3 適用日

(1) 鹿屋市「週休2日」試行工事（発注者指定型、受注者希望型）実施要領

令和6年4月5日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

(2) 工事成績評定

令和6年4月5日以降の検査から適用します。

鹿屋市「週休2日」試行工事（受注者希望型）実施フロー

| 時点  | 項目      | 受注者   | 発注者  |
|-----|---------|---|--|
| 発注時 | 特記仕様書   | —   | 対象工事である旨の記載  |
| 契約後 | 意思表示    | 施行計画書提出前に実施の意向について「工事打合簿」により協議                        | 受理   |
|     | 実施手続    | 実施する場合は、休日取得計画実績表（第1号様式）を作成し、施工計画書と併せて提出              | 受理   |
| 実施中 | 準備      | 工事の標示施設に「週休2日」試行工事である旨を明示                             | 確認   |
|     | 現場閉所の確認 | 月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等について市に提示し、現場閉所の状況について確認を受ける | 確認   |
|     | 実施報告①   | 契約変更時に <u>休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」</u> を提出             | 実施の結果、取得計画に基づく休日の確保を達成した場合は、所管事業部ごとの取扱いに沿って、補正係数を変更。 |
| 完成時 | 実績報告②   | 工事完了後に <u>最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」</u> を提出          | 現場閉所を確認できる資料等により休日の取得実績を確認                           |
| 完成後 | 成績評定    | —   | 対象期間において、月単位の週休2日を達成した場合は、加点评価。                      |